

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月15日（平成27年（行個）諮問第119号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（行個）答申第164号）

事件名：本人が行った労災請求における調査の中で特定部署より収集した調査資料等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成15年特定月に、私の申請した労災請求における調査の中で特定機関特定部署より収集した調査資料及び診断書等」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年2月25日付け神個開第26-511号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

平成15年特定月日、A労働基準監督署にて行われたB労働基準監督署担当a事務官の聴取の際、同氏は特定部署に調査に行った旨を明言しており、資料はあるはずである。

また、平成26年に特定機関から開示を受けた文書を上記聴取書（写）と比較したところ、同一の筆跡という結果を得ており労働局は、上記資料を保管しているものであります。

##### （2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成27年8月26日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」と

いう。)は、平成27年2月6日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成15年特定月に請求者の申請した労災請求における調査の中で特定機関特定部署より収集した調査資料及び診断書等」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年4月13日付け(同月20日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成15年特定月に請求者が申請した労災請求における調査の中で、特定機関特定部署より収集した調査資料及び診断書等である。

(2) 本件対象保有個人情報が存在しないことについて

処分庁において、本件労災請求に係る調査資料を確認したところ、請求者が主張するような調査資料及び診断書は確認されず、特定機関特定部署に対して調査を行った事実も確認できなかった。

なお、念のため、開示請求時に、神奈川労働局の事務室、書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報は存在しないことが確認されている。

以上のとおり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないため、法18条2項の規定に基づき、不開示とした原処分は妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年7月15日  | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月26日     | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年10月14日 | 審議            |
| ⑤ 平成29年1月19日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、「平成15年特定月に、私の申請した労災請求における調査の中で特定機関特定部署より収集した調査資料及び診断書等」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報保有していないため、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、本件対象保有個人情報について、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、平成15年特定月に請求者が申請した労災請求における調査の中で、特定機関特定部署より収集した調査資料及び診断書等である。

イ 処分庁において、本件労災請求に係る調査資料を確認したところ、請求者が主張するような調査資料及び診断書は確認されず、特定機関特定部署に対して調査を行った事実も確認できなかった。

なお、念のため、開示請求時に、神奈川労働局の事務室、書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報は存在しないことが確認されている。

(2) 上記(1)イに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件労災請求に係る調査資料は、開示請求時点では、処分庁に存在していたが、不開示決定後に、文書保存年限を経過したことから、既に廃棄されている。神奈川労働局においては、開示請求時には、保存年限に係る文書管理規程は定められておらず、運用上、本省から示された参考規程である「都道府県労働局各課室・労働基準監督署・公共職業安定所における標準文書保存期間基準(参考)」(以下「標準文書保存期間基準(参考)」という。)により文書管理を行っており、標準文書保存期間基準(参考)において、当該文書の保存期限については10年と定められている。

また、廃棄については、文書廃棄簿は作成されていないが、廃棄文書回収内訳が業者から提出されている。

イ 審査請求人が主張する特定機関特定部署での調査については、行っておらず、そのことは審査請求人に既に説明している。当該労災請求は、請求人が事業場Cに就労していた際に発症した腰痛についての労災請求であり、請求人の職歴の中に事業場Cとは異なる特定機関特定部署が含まれていたかもしれないが、仮に特定機関特定部署の職歴があっても本件労災請求の認定の論点とはならなかったことから特定機関特定部署での調査は行わなかったものと思われる。労災保険請求に

係る調査は、主に疾病や負傷と災害との因果関係について調査を行うものであるため、過去に所属していた事業場等については、疾病や負傷との因果関係があると認められない場合には、調査を行わないこともあり得る。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

当審査会において、諮問庁から標準文書保存期間基準(参考)及び廃棄文書回収内訳の提示を受け当該文書の保存期間を確認したところ、保存期間は諮問庁の説明するとおりであり、廃棄についても具体的な文書名までは確認できないものの、廃棄の事実を覆す事情は認められない。

また、当該労災請求は、審査請求人が事業場Cに就労していた際に発症した腰痛に係るものであり、その調査は、当該腰痛と業務の因果関係を確認するために必要な範囲を、労働基準監督署が判断し、行われるものと認められることから、上記(2)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

(4) 上記(1)イの文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

(5) したがって、本件対象文書を保有しないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

(1) 上記2(2)アのとおり、処分庁は、本件労災請求に係る調査資料について、不開示決定時には保有していたものの、審査請求が提出されたにもかかわらず、保存期間が終了したとして廃棄している。開示請求に係る文書については、不開示決定等後に、本件のように開示請求者から不服申立てが行われることを考慮し、保存しておくなどの対応をする必要がある。

(2) また、処分庁は、廃棄簿を作成していないが、厚生労働省行政文書管理規則19条3項によれば、「文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、行政文書ファイル簿における当該行政文書ファイル等に関する記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。」とされていることから、処分庁は、今後、当該規則に基づく移管・廃棄簿を作成し、適切な文書管理を行う必要がある。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、神奈川労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子